

平成 26 年度 居宅介護職員初任者研修 開催要項
(同行援護従業者養成研修 応用課程)

1. 目的

一般課程において習得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の視覚障害（児）の障がい及び疾病の理解や場面別における同行援護技術などを修得することを目的とした研修です。

2. 実施主体

社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会

3. 期日

平成 26 年 9 月 17 日（水）・25 日（木） 2 日間（閉講式を含む）

※講義日程：別紙参照

4. 講義及び演習実地場所

〒515-2323

松阪市嬉野権現前町 423 番地 9 嬉野社会福祉センター TEL 0598-42-2718

5. 受講資格

18 歳以上の（高校生を除く）の方で、以下の 1～4 のいずれかに該当する方

1. 同行援護従業者養成研修（一般課程）修了者
2. 移動支援従業者養成研修 修了者
3. 移動介護従業者（ガイドヘルパー）養成研修 修了者

6. 定員

20 名（先着順により、定員になり次第締切ります。）

※なお、定員に満たない場合、開講できない場合があります。

7. 受講にかかる費用

12,590 円（参加費 10,000 円、テキスト代 2,590 円）

※交通費、昼食代は各自の負担です。

※テキストをお持ちの方はテキスト代を減額します。

8. カリキュラム

	カリキュラム	時 間	形態	時間数	内 容
9 月 17 日	障害・疾病の理解②	9：00 ～	講義	1	
	障害者（児）の心理		講義	1	
	場面別基本技術	15：00	実習	3	
9 月 25 日	場面別応用技術	8：30 ～ 16：30	実習	3	
	交通機関の利用		実習	4	

9. 受講申し込み

同行援護従業者養成研修 応用課程 受講申込書を平成26年8月18日(月)から8月29日(金)までに本会に持参、または郵送で送付してください。(FAX不可、期日必着)

住所 松阪市嬉野権現前町4 2 3・9 嬉野社会福祉センター内 在宅福祉サービス課

※申請書類は、社会福祉協議会本所、各支所で受け取っていただくか、ホームページで取寄せいただきますようお願いいたします。(申請書類につきましては、本会より郵送は行いませんのでご了承ください。)

※申し込み開始日以前に到着した場合は、無効とさせていただきますのでご了承ください。

※書類審査の上、受講者の決定を行い、受講決定通知を受講者宛に送付します。なお、定員を超える申し込みがあった場合、先着順に受付となります。

※受講決定通知に基づき、受講費用をお振込みください。

10. 使用教材

研修に使用する教材は次のとおりです。

- (1) 同行援護従業者養成研修 テキスト (中央法規)
- (2) その他研修において必要な物品・機材

11. 修了認定及び修了証明書等の交付について

「三重県介護職員同行援護従業者養成研修要綱」に規定する修了証明書及び修了証明書(携帯用)を本会において交付する。

12. 補講の取り扱いについて

原則として欠席、遅刻は認めない。

13. 受講の取り消しについて

次の各号に1つでも該当する受講者は、受講を取り消すことがある。

なお、受講を取り消した場合であっても、当該受講者へは受講料等の返還は行われぬ。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱したり、その他受講生としての本分に反した者
- (3) 理由無く無断欠席があった者

14. 修了者の管理について

修了者は修了者名簿に記載し、三重県で指定された様式に基づき知事に報告いたします。また、修了者が修了証明書を紛失した場合、修了者の申し出により再発行を行います。ただし、その際の手数料として、1枚につき1,000円を負担していただきます。なお、修了者名簿は永年保存とし、記載された内容は、本会の個人情報保護規定に基づき厳密に管理いたします。

【お問合せ先】 〒515-2323 松阪市嬉野権現前町 423-9 嬉野社会福祉センター内
社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会 在宅福祉サービス課 研修担当 西村・高村
Tel (0598) 48-2600 Fax (0598) 42-3794